

協定書（案）

魚津市（以下「甲」という。）と、〇〇地域振興会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定書を締結する。

第1条 甲は、地域における市民自治の推進を図るために、乙に対して必要な支援を行う。

第2条 甲は、以下の事項を乙に依頼し、その実施に係る経費について、まちづくり交付金に含めて乙に交付するものとする。

- （1） 地域住民に対する広報の配布等、一般周知事項の伝達、回覧（福祉、環境、防災等）
 - （2） その他、乙が実施することにより、地域住民のニーズによりの確に対応できるもの
- 2 前項に掲げる依頼事項に変更がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 魚津市
代表 魚津市長

乙 〇〇地域振興会
会長 〇〇 〇〇

協定書

魚津市長（以下「甲」という。）は、〇〇地域振興会（以下「乙」という。）
に下記の業務を依頼することとし、次のとおり協定を締結する。

記

- （１） 地区住民に対する一般周知事項の伝達、回覧、配布等
- （２） 地区住民に対する広報、その他文書等の送達配布
- （３） 福祉、環境、防災等に係る事項の連絡
- （４） その他市長が必要と認める事務処理

なお、これらの業務に関する経費については、別表の平成 年度の区長報酬
相当分を甲から乙に交付するまちづくり交付金に含めて交付するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、署名捺印のうえ、各自そ
の１通を所有するものとする。

平成 年 月 日

甲 魚津市長

乙 〇〇地域振興会
会長 〇〇 〇〇